

「家畜商データベース・システム」運用規程

【目的】

第1条 この規程は、肉用牛経営安定対策補完事業に係る肉用牛流通多様化推進事業に基づき、一般社団法人日本家畜商協会（以下「協会」という。）が構築した「家畜商データベース・システム」の運用方法について定める。

【定義】

第2条 この規程で用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「家畜商」とは、家畜商法に基づいて家畜商の免許が与えられ、かつ、肉用牛の取引を行っている者をいう。
- (2) 「家畜商データベース・システム」とは、整理・統合された「家畜商情報」や「家畜市場情報」の集合体（データベース）を保有し、情報提供を可能にするコンピュータシステム（以下「本システム」という。）をいう。
- (3) 「家畜商情報」とは、肉用牛の取引に携わる家畜商の名称や住所、肉用牛の取引に関する情報等をいう。（「家畜商データベース・システム」利用規約 別紙様式-1 の家畜商情報の内容）
- (4) 「家畜市場情報」とは、肉用牛の購入や販売等の取引に利用される市場の名称や住所、取扱頭数、取扱金額等をいう。
- (5) 「運営者」とは、「家畜商データベース・システム」の管理・運用を行う一般社団法人日本家畜商協会をいう。
- (6) 「参加者」とは、「運営者」から「家畜商データベース・システム」へのアクセスを許可された家畜商及び肉用牛生産者をいう。
- (7) 「肉用牛生産者」とは、肉用牛の肥育、繁殖又は一貫経営を行う農家をいう。
- (8) 「肉用牛生産者情報」とは、肉用牛生産者の氏名、住所、肥育、繁殖の対象となっている肉用牛の情報等をいう。
- (9) 「参加組合」とは、「参加者」が所属する「家畜商データベース・システム」へのアクセスを許可された家畜商業協同組合等（以下、「家畜商組合」という。）をいう。
- (10) 「第三者」とは、「参加者」、「参加組合」及び「運営者」以外の者をいう。

【構成】

第3条 「家畜商データベース・システム」の概要は図1のとおりとする。なお、本構成は機能の追加・改善等に伴って変更できるものとする。

【情報の管理】

第4条 本システムに関連して運営者が扱う情報の管理については、運営者内の既存の情報管理規程に従うものとする。

【役割分担】

第5条 システムの運営に関わる作業項目と分担については、以下のとおりとする。

No	分 担 作 業 項 目	家畜商 (参加者)	肉用牛生産者 (参加者)	家畜商組合 (参加組合)	協 会 (運営者)
1	参加申込提出(家畜商)※	○			
2	参加申込提出(肉用牛生産者)※		○		
3	参加申込受付 (所属家畜商)※			○	
4	参加申込受付(肉用牛生産者及び非所属家畜商)※				○
5	秘密保持協定	○	○	○	○
6	家畜商情報収集 (所属家畜商)			○	
7	肉用牛生産者情報、家畜商 情報収集 (肉用牛生産者及び非所 属家畜商)				○
8	家畜商情報、肉用牛生産者 情報登録※				○
9	家畜市場情報 収集・登録※				○
10	掲示板書込み (タイトル、コメント)	○	○	○	○
11	掲示板書込み管理(自ら書 込んだものを除く)(タイ トル、コメント)				○
12	お知らせ機能管理 (新規投稿・修正・削除)				○
13	本システムの改善・改修 (機能追加を含む)				○

注1. ○印は、当該作業を担当することを示す。

注2. ※印は、登録情報の修正又は退会を含む。

注3. 所属家畜商とは家畜商組合に所属する家畜商をいい、非所属家畜商とは同組合に所属しない家畜商をいう。

注4. 家畜商情報収集に関しては図2を参照

【本システムの機能変更】

第6条 本システムの機能変更は運営者の管理責任者が参加組合及び参加者に対して、適切な通知をした上で行うことができる。ただし、次の場合には参加組合の過半数の賛成を得ることとする。

- (1) 参加組合の負担が著しく増えることが想定される場合や参加組合が当該変更の適用を選択出来ない場合
- (2) サービス水準が著しく低下するか参加者が大きく減少することが、想定される場合

【アクセス権限】

第7条 本システムへの閲覧/修正/投稿等の権限(以下「アクセス権限」という。)は以下のとおりとし、各ステージごとにセキュリティを確保するものとする。

No.	分 担 アクセス項目	運営者 ステージ	参加組合 ステージ	家畜商 肉用牛生産者 ステージ
1	アカウント (ID/パスワード)	要	要	要
2	家畜市場情報	◎	自らの情報 ◎ その他の情報 ○	○
3	家畜商情報 肉用牛生産者情報	◎	○	自らの情報 ◎ その他の情報 ○
4	掲示板	◎	△	△
5	お知らせ機能	◎	○	○
6	その他システム 管理リソース	◎	アクセス 権限なし	アクセス 権限なし

注1. ◎は閲覧及び編集・追加が可能、○は閲覧のみが可能(掲示板及びお知らせ機能以外)

注2. 掲示板機能に関して、◎は投稿/修正/閲覧が可能、△は投稿/閲覧が可能

注3. お知らせ機能に関して、◎は投稿/修正/閲覧が可能、○は閲覧のみ可能

【秘密保持】

第8条 参加者、参加組合及び運営者は本システムの利用に関し次の項目を遵守することとする。

- (1) 参加者、参加組合及び運営者は本システムを介して知り得た情報は肉用牛流通多様化推進事業又は本システムの運用目的以外には使用しない。
- (2) 参加者、参加組合及び運営者は本システムを介して知り得た情報は参加者、参加組合、又は運営者以外の第三者に原則として開示しない。

【掲示板の利用】

第9条 掲示板は参加者、参加組合、運営者及び運営者が認めた者が利用できることとする。ただし、以下の規約を遵守することし、違反した場合の記述内容は運営者によって削除される。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容やコメントは書き込んで서는ならない。
- (2) 公序良俗に反する内容やコメントは書き込んで서는ならない。
- (3) 他者の著作権を侵害する内容は書き込んで서는ならない。
- (4) 本システムの運用目的以外の広告宣伝は書き込んで서는ならない。

【外部へのリンク】

第10条 参加者、参加組合及び運営者以外は、その所有するホームページから本システムにリンクすることはできない。なお、システムの利用促進が見込まれる場合に限り運営者への書面提出で許可を得た上で、第三者の所有するホームページから本システムにリンクすることが出来る。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

図1 家畜商データベース・システムの概要

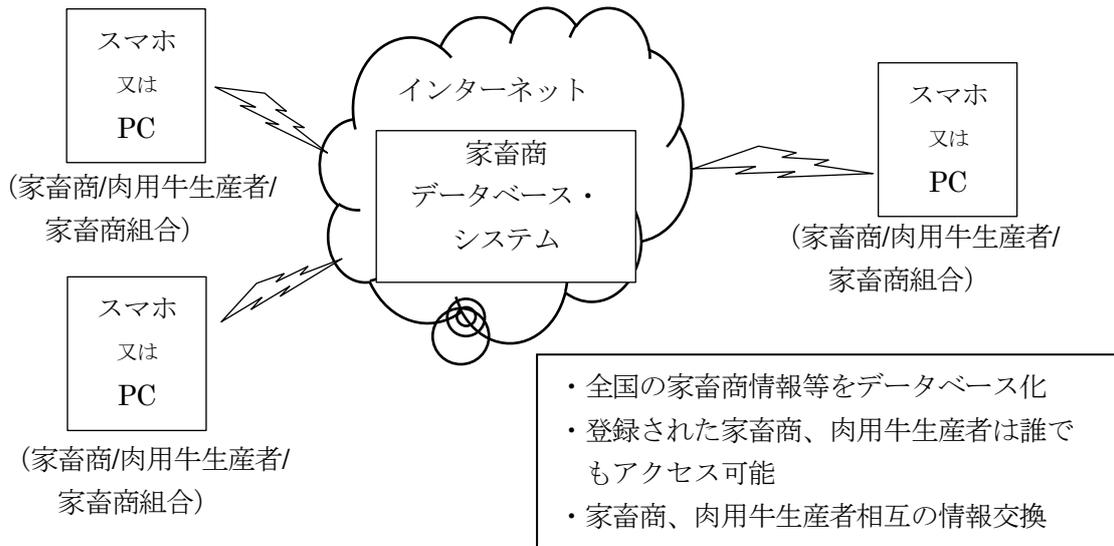
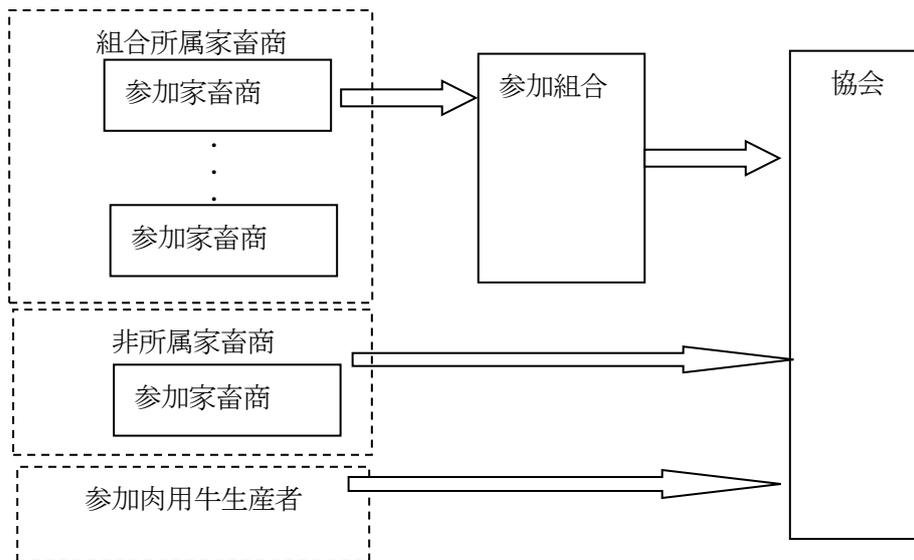


図2 家畜商情報の収集、肉用牛生産者データの送付に関して



- ・参加組合に所属している家畜商の参加申込書（各種情報）は参加組合にて収集して協会に送付する。
- ・組合に所属していない家畜商の参加申込書（各種情報）は直接協会に送付する。
- ・肉用牛生産者の参加申込書（各種情報）は直接協会に送付する。
- ・送付方法は電子メール／ファックス等記録の残る形態にて行う。